

# 日野市災害時受援応援計画

## (公開用)

### 日野市

本計画には、災害時に防災関係機関のみに公開する連絡先も記載されていることから、関係機関の連絡先を黒塗りにしています。



## 目次

<b>第1章 総則</b> .....	1
1 本計画の目的 .....	1
2 本計画の位置づけ等 .....	1
3 受援業務の範囲 .....	2
(1) 人的支援 .....	2
(2) 物的支援 .....	2
4 各章の担当所管 .....	2
<b>第2章 受援の体制</b> .....	3
1 各受援業務の担当所管 .....	3
2 人的及び物的支援の受援体制（カウンターパート方式） .....	4
3 受け入れた防災関係機関等の活動場所 .....	4
<b>第3章 人的支援の受援</b> .....	4
1 基本的な考え方 .....	4
2 基本的な枠組み .....	5
3 受援対象業務の特定 .....	5
4 受援窓口の設置 .....	7
(1) 受援担当部署の必要性.....	7
(2) 受援総括班の設置.....	7
(3) 受援業務担当窓口の設置.....	9
5 都を經由した応援要請手続き .....	9
(1) 都及びカウンターパート団体への応援要請（専門業務等の応援要請を除く） .....	9
(2) 専門業務団体、都各局への応援要請.....	12
6 相互応援協定の枠組み .....	13
7 ボランティアの受け入れ .....	13
(1) 都の枠組み.....	13
(2) 市の枠組み.....	13
8 応援職員の受入れ環境の整備 .....	14
<b>第4章 物的支援の受援</b> .....	15
1 基本的な考え方 .....	15
2 受入体制及び役割 .....	16
(1) 地域内輸送拠点の開設.....	16
(2) 物資等の基本的な流れ.....	17
(3) 物資支援の時系列.....	17
(4) 物資支援の枠組み.....	17
3 物的支援受入の流れ .....	18
(1) 発災直後からおおむね3日間の活動.....	18

(2) 発災後おおむね4日目から7日目までの活動.....	19
(3) 発災からおおむね1週間以降の活動.....	19
4 物的支援に向けた要請手続き .....	20
(1) 都本部への応援要請及びカウンターパート団体決定前の応援要請.....	20
(2) カウンターパート団体決定後.....	21
5 義援物資の受入 .....	22
(1) 個人からの義援物資の受入.....	22
(2) 企業からの義援物資の受入.....	22
<b>第5章 救出救助機関からの受援 .....</b>	<b>22</b>
1 警察・消防への出動要請 .....	22
(1) 管轄の警察・消防への要請.....	22
(2) 他都道府県の警察・消防関係への広域応援要請.....	23
2 自衛隊への派遣要請 .....	23
(1) 派遣要請.....	23
(2) 派遣要請手続きの流れ.....	24
(3) 自衛隊L.O.の受入.....	25
3 大規模救出救助活動拠点の立上げ・運営.....	26
(1) 大規模救出救助活動拠点.....	26
(2) 現地機動班.....	26
(3) 市内の大規模救出活動拠点.....	27
<b>第6章 協定自治体への応援要請 .....</b>	<b>27</b>
1 担当所管 .....	27
2 協定別締結自治体及び内容 .....	27
(1) 広域応援協定.....	27
(2) 相互応援協定.....	28
<b>第7章 他自治体への応援 .....</b>	<b>28</b>
1 応援体制の整備 .....	28
2 各所管の役割 .....	29
3 人的・物的応援 .....	29
(1) 人的応援 .....	29
(2) 物的応援 .....	31
<b>第8章 その他 .....</b>	<b>31</b>
1 費用負担 .....	31

**【別紙】**

別紙 大規模災害発生時における活動場所としての市施設の事前割り当て一覧

**【様式】**

- ・ 様式 1-1 応援要請シート（日野市）
- ・ 様式 2 応援職員等名簿
- ・ 様式 3-1 受援状況報告書（日野市）

※様式は、都受援応援計画で定められているため、様式番号を含め、都の様式をそのまま採用している。

**【別添】**

- 別添 1：現地機動班
- 別添 2：災害対策本部支援
- 別添 3：避難所運営
- 別添 4：物資仕分・荷下ろし等
- 別添 5：被災者総合相談窓口（窓口受付等）
- 別添 6：住家被害認定調査
- 別添 7：罹災証明書発行業務
- 別添 8：家屋被害状況調査
- 別添 9：被災建築物応急危険度判定
- 別添 10：被災宅地危険度判定
- 別添 11：応急仮設住宅等の供与に関する業務
- 別添 12：応急修理に係る業務
- 別添 13：災害廃棄物の処理
- 別添 14：医療・保健支援（医師・保健師の派遣等）
- 別添 15：応急給水
- 別添 16：下水道施設復旧
- 別添 17：道路・河川（水路）・橋梁等応急復旧
- 別添 18：福祉避難所運営
- 別添 19：し尿等収集に係る業務
- 別添 20：物資要請入力画面（DIS）



# 第1章 総則

## 1 本計画の目的

近年発生した東日本大震災、熊本地震及び能登半島地震のような大規模災害においては、被災地の自治体自身も被災し、発災直後はいずれの自治体も行政機能が著しく低下してしまうことが懸念される。

そのため、膨大な応急復旧作業が発生する中で、地域防災計画及び事業継続計画（BCP）に基づき、必要な人員を確保し災害対応にあたるが、災害の規模によっては被災自治体単独での対応は困難となる事態も想定され、市外からの応援を円滑に受け入れ、より効率的かつ効果的な災害対応の実施に向けた体制を構築することが必要不可欠である。

こうした中で東京都は平成30年1月に「東京都災害時受援応援計画」（以下「都受援応援計画」という。）を策定し、区市町村と連携して早期の被災地支援につなげていくための受援応援体制の手順やルールを整備している。

これを踏まえ、災害時の受援体制に係る役割分担や連絡窓口、応援要請や受入準備等の具体的なルール、手順、体制等を可能な限り明確化し、全国の自治体や防災関係機関との円滑な受援応援体制等を構築することを目的として「日野市災害時受援応援計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

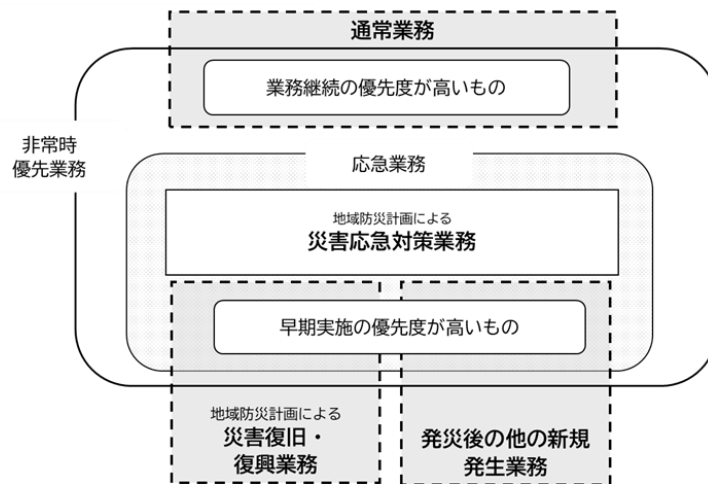
## 2 本計画の位置づけ等

本計画は、災害時に地域防災計画と事業継続計画（BCP）に定める業務を確実に実施するため、外部からの応援を最大限活用するためのものであり、地域防災計画と事業継続計画（BCP）を下支えする位置づけとなる。

地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として、災害予防対策、災害応急対策、災害復興対策を日野市防災会議が定めているものであり、事業継続計画（BCP）は災害時に地域防災計画に定められた業務及び優先的に継続する通常業務について、最短で業務の遂行及び復旧を図るために、事前に必要な資源の準備や対応方針・手段を定める計画である。

本計画は、災害時における受援応援体制を定めるとともに、非常時優先業務の中から受援対象業務を選定したうえで、効率的かつ効果的に業務を行うため、人的支援や物的支援の受入れ等に関する手順、ルール等を明らかにすることにより、迅速な応援の受入を可能とし、早期の復旧復興につなげることを目的としている。

<非常時優先業務のイメージ>



### 3 受援業務の範囲

#### (1) 人的支援

被災自治体に対する人的支援は、主に初動期、応急期及び復旧期（初期）を対象として「応援」（災害対策基本法及び相互応援協定に基づく応援。いわゆる「短期派遣」）と、主に復旧・復興期を対象とした「派遣」（地方自治法に基づく派遣。いわゆる「中・長期派遣」）がある。

近年の大規模災害の教訓を踏まえると、特に初動の応急対策期における円滑な受援の手順・ルールを明確化することが急務であることから、本計画では、主に短期派遣に係る受援体制のルール等を定めることとする。

#### (2) 物的支援

令和4年5月に東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」によると、本市では約33,000人の避難者が見込まれているほか、風水害時では多摩川及び浅川浸水想定区域内想定人口が約58,000人となっており多くの避難者が見込まれる。指定避難所への物資搬送、またライフライン等が回復していない時期においては、在宅避難者への支援も一定程度必要となり、大量の物資を迅速かつ的確に供給する体制を構築する必要がある。特に、避難者数がピークとなる時期の対応が重要となることから、初動期から復旧期（初期）の受援応援の体制やルール等を定めることとする。

### 4 各章の担当所管

各章を主体的に作成（改正）する担当所管は次のとおりとする。各章で改正が必要な際は、各所管が主体となり防災安全課と連携して対応することとする。

各章の作成（改正）担当所管

第1章	総則	総務対策部
第2章	受援の体制	
第3章	人的支援の受援	
第4章	物的支援の受援	産業スポーツ対策部
第5章	救出救助機関からの受援	総務対策部
第6章	協定自治体への応援要請	総務対策部
第7章	他自治体への応援	総務対策部、産業スポーツ対策部
第8章	その他	総務対策部

## 第2章 受援の体制

### 1 各受援業務の担当所管

大規模災害時に、応援自治体等の受入れから各支援業務の実施までを円滑に対応するため、受援に関する状況把握、取りまとめ、庁内調整などに対応出来る組織体制が必要となる。

このため、都受援応援計画に基づき、業務ごとに受入調整、受援状況の管理など受援に関する調整、取りまとめ業務を行う担当を明確化し、本市の受援体制の構築を図る。

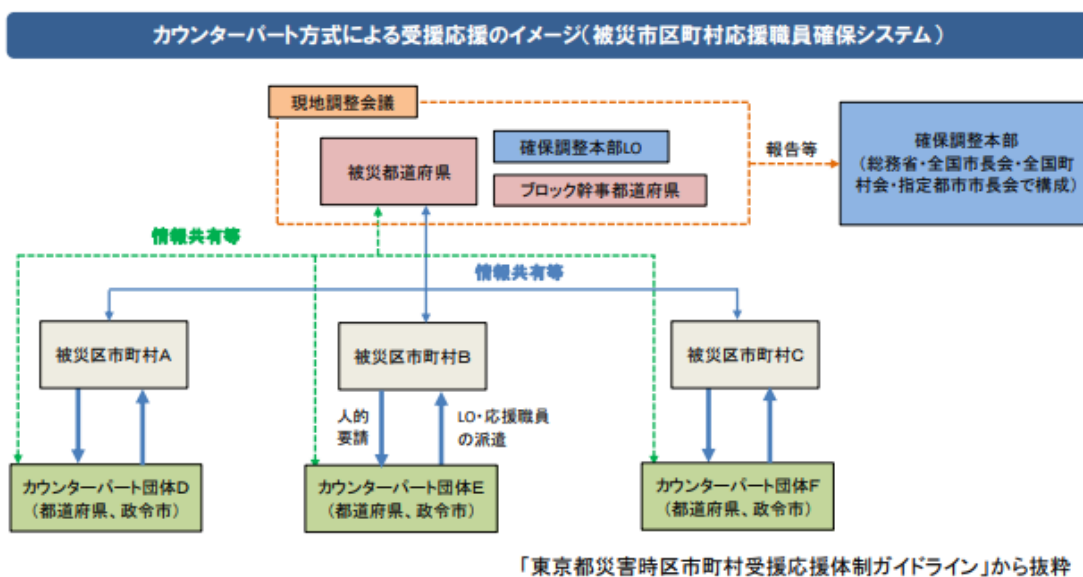
各受援業務の担当所管一覧

受援応援種類	市の担当所管	主な相手先
人的支援 (専門業務等を除く)	総務対策部 【職員課・防災安全課】	都本部（区市町村調整部門） カウンターパート団体 協定締結自治体（協定市、姉妹都市等）
人的支援 (専門業務等)	業務を所管する 各対策部	都（専門業務等担当各局） 協定締結自治体（協定市、姉妹都市等）
物的支援	総務対策部 【防災安全課】 産業スポーツ対策部	都（物資・輸送調整チーム） カウンターパート団体 協定締結自治体（協定市、姉妹都市等）
救出救助機関	総務対策部 【防災安全課】	自衛隊、警察、消防
ボランティア	健康福祉対策部 【福祉政策課】	市社会福祉協議会 ※市社会福祉協議会が、東京ボランティア・市民活動センターへ 応援を要請
民間協定締結団体	業務を所管する 各対策部	民間団体
民間非協定締結団体		

## 2 人的及び物的支援の受援体制（カウンターパート方式）

大規模な災害により複数の自治体による応援が必要となった場合に、被災自治体を一対一で支援する地方公共団体「カウンターパート団体」を指定して支援を行うカウンターパート方式が用いられる。

このカウンターパート方式は、東日本大震災以降注目されるようになった支援方式であり、1つの地方公共団体が1つの被災自治体を支援することから、被災自治体の特性に合わせた細やかな支援の実現が期待できる支援体制である。なお、人的支援及び物的支援の要請は、カウンターパート団体決定前は都へ行うが、都が全国知事会等と調整しカウンターパート団体が決定した後は、都を経由せず直接当該団体へ、要請及び具体的な調整を行う。



## 3 受け入れた防災関係機関等の活動場所

受援業務を円滑に遂行するため、受け入れた防災関係機関等の活動場所を、別紙「大規模災害発生時における活動場所としての市施設の事前割り当て一覧」のとおりとする。

# 第3章 人的支援の受援

## 1 基本的な考え方

市内で大規模災害が発生した場合、事業継続計画（BCP）等に基づき通常業務は可能な限り縮小し、非常時優先業務を確実に実施するための必要な人員等を確保し、受援体制を構築する必要がある。本市単独の人員では十分な災害対応が実施できないと見込まれる場合、市から都災害対策本部（区市町村部門）に対して速やかに応援を要請する。

ただし、専門性が高い業務や協定等で応援手続きがあらかじめ定めてある場合等は、事前に定められた方法で応援を要請するものとする。

## 2 基本的な枠組み

市内で災害が発生し、または発生しようとしている場合で、市単独では十分な災害応急対策が実施できないと見込まれる場合、市長は都知事及び応援協定先に対して速やかに災害派遣を要請する。

人的支援の基本的な枠組みは、都、協定自治体など複数のスキームがあり、どのスキームで要請するかは、それぞれの特徴を考慮の上対応する。

また、災害発生時の人的支援は、被災区市町村からの要請に基づき行うことを原則としているが、本市の被害状況等が甚大で要請を行えない場合は、都本部（区市町村調整部門）により、本市が要請しなくとも人的支援に係る総合調整を実施するものとしている（プッシュ型支援）。都がプッシュ型人的支援を行う場合は、本市からの応援要請があったものとみなすこととしている。

要請先	応援概要	
東京都  右に示す応援スキームの内、どのスキームで応援を要請するかは、要請内容や被害状況に基づき、都が調整を行う。 (基本的に、市は応援の相手先まで指定することは求められていない。市は、必要とする応援内容等を可能な限り詳細に都へ要請することに努める。)	特徴	全国単位の大規模な要請が可能。原則、道府県単位で応援が行われ、道府県庁がとりまとめを行うため、統制が比較的取りやすいことが期待できる。
	種類	都内市町村相互応援に関する協定に基づく応援
		都道府県間相互の応援協定や民間企業等との協定に基づく応援
		全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づく応援（全国知事会の調整）
		全国市長会・全国町村会の調整による応援
		指定都市市長会の調整による応援
被災市区町村応援職員確保システムによる応援		
国機関への応援		
東京都 26 市 3 町 1 村 震災時相互応援協定	特徴	それぞれの協定自治体に対して、個別に応援要請する。相手自治体に対して直接要請するので、要請は容易に行えるが、複数の団体に要請を行うと応援の調整相手が多くなり、結果的に災害対応業務に支障をきたす可能性もある。
	種類	災害時相互応援協定に基づく応援要請
全国市長会 防災対策特別委員会	特徴	発災急性期における被災自治体への支援を強化するとともに、相互の情報交換等による防災力強化を図る。市長相互の緊密な連携のもと、迅速かつ効果的な被災地支援が行えるよう、またその支援状況等の情報を集約することのできる緊急連絡網による体制を整備する。
	種類	災害発生直後の急性期における支援体制
姉妹都市等の協定締結自治体	特徴	本市に大規模災害等が発生した場合にそれぞれの協定内容に基づき、応援要請を行うことができる。
	種類	災害時相互応援協定に基づく応援要請

## 3 受援対象業務の特定

災害対応の初動期は、特に対応すべき事案や多くの業務が発生するが、こうした状況においても混乱することなく、応援側と円滑な意思疎通を図ることが重要である。

このため、災害時の想定しうる受援対象業務の洗い出しや整理、各業務の発生時期、優先度等をあらかじめ整理しておき、災害時は応援側と共有することが重要である。

本計画では、事前に体制を構築する受援対象業務は、都受援応援計画を準用し、次のとおりとする。



	多摩直下地震で想定される主な受援対象業務	市の担当所管	～12時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間	～3週間	3週間～
1	現地機動班	総務対策部	Blue	Blue	Blue	Black	Black	Grey	Grey
2	災害対策本部支援	総務対策部	応援要請	Black	Black	Black	Grey		
3	避難所運営	市民対策部 教育対策部	応援要請	Blue	Blue	Blue	Blue	Black	Grey
4	物資仕分・荷下ろし等	産業スポーツ 対策部	応援要請	Blue	Blue	Blue	Blue	Black	
5	被災者総合相談窓口 (窓口受付等)	企画対策部	応援要請	Black	Black	Black	Grey	Grey	
6	住家被害認定調査	市民対策部			応援要請	Grey	Blue	Blue	Blue
7	罹災証明書発行業務	市民対策部			応援要請	Grey	Blue	Blue	Blue
8	家屋被害状況調査	まちづくり対策部					応援要請	Blue	Blue
9	被災建築物応急危険判定	まちづくり対策部	応援要請	Blue	Blue	Blue	Blue	Black	Grey
10	被災宅地危険度判定	まちづくり対策部		応援要請	Grey	Blue	Blue	Black	Grey
11	応急仮設住宅等の 供与に係る業務	総務対策部		応援要請	Grey	Blue	Blue	Blue	Blue
12	応急修理に係る業務	総務対策部		応援要請	Grey	Blue	Blue	Blue	Blue
13	災害廃棄物の処理	環境共生対策部	応援要請	Grey	Black	Blue	Blue	Blue	Blue
14	医療・保健支援 (医師・保健師の派遣等)	健康福祉対策部 医療対策部	応援要請	Blue	Blue	Blue	Black	Black	Black
15	応急給水	市民対策部	応援要請	Blue	Blue	Blue	Blue	Black	Grey
16	下水道施設復旧	環境共生対策部	応援要請	Blue	Blue	Blue	Blue	Black	Black
17	道路・河川(水路)・橋 梁等応急復旧	環境共生対策部 まちづくり対策部	応援要請	Blue	Blue	Blue	Blue	Black	Black

18	福祉避難所運営	健康福祉対策部 子ども対策部			応援要請				
19	災害用トイレ・し尿 など収集に係る業務	環境共生対策部			応援要請				

## 4 受援窓口の設置

### (1) 受援担当部署の必要性

近年の大規模災害における対応の課題として、応援要請を専門的に対応する部署が被災自治体に存在せず、様々な混乱が発生し、結果として、応援側・受援側、双方の災害対応に多くの支障をきたしたことが挙げられる。

そのため、内閣府は平成29年3月に「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を策定し、各自治体に受援業務を専門に対応する担当窓口の設置を求めた。これに伴い、平成30年1月に策定された都受援応援計画においても、各区市町村に対して人的支援の要請について一元的に対応する専門の部署の設置が求められたところである。

### (2) 受援総括班の設置

#### ア 構成

職員課を主担当として、防災安全課を副担当とする。

受援総括班は、部内のほかの災害業務から独立して受援業務に専念することを基本とする。

#### \*人数の目安

- ・職員課、防災安全課 それぞれ3名程度

#### イ 業務の範囲

- ① 相互応援協定に基づく自治体応援
- ② 都及びカウンスーパーパート団体決定後の応援自治体からの人的応援  
ただし、業務の専門性が高い場合や、協定等で制度化された応援手続をあらかじめ定めている場合等は、独自の応援スキームで対応する。この場合は受援総括班が対応するのではなく、関係各部が直接都各局と調整、対応し、受援総括班に報告する。

<人的応援対象業務の区分>

受援総括班が応援要請の対応をする業務	主に受援総括班以外の各部が対応する業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部支援</li> <li>・避難所運営</li> <li>・物資仕分け・荷下ろし等</li> <li>・被災者総合相談窓口（受付窓口など）</li> <li>・住家被害認定調査</li> <li>・罹災証明書発行業務</li> <li>・家屋被害状況調査</li> <li>・その他必要な業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災建築物応急危険度判定【まちづくり対策部】</li> <li>・被災宅地危険度判定【まちづくり対策部】</li> <li>・応急仮設住宅等の供与に係る業務【総務対策部】</li> <li>・応急修理に係る業務【総務対策部】</li> <li>・災害廃棄物の処理【環境共生対策部】</li> <li>・医療・保健支援（医師、保健師の派遣等）【健康福祉対策部】</li> <li>・応急給水【市民対策部】</li> <li>・下水道施設復旧【環境共生対策部】</li> <li>・道路・河川（水路）・橋梁等応急復旧【環境共生対策部、まちづくり対策部】</li> <li>・福祉避難所運営【健康福祉対策部、子ども対策部】</li> <li>・し尿等収集に係る業務【環境共生対策部】</li> </ul>

※現地機動班については、原則自動参集であるため上記表には記載していない。

ウ 主な役割

- ① 受援に関する状況把握・取りまとめ
  - ・応援対象業務について、何を、いつまでに、どのくらいの応援が必要か取りまとめる。
- ② 人的資源（※）の管理 ※ 人的資源：受援に必要な人数・期間・職種（経験）
  - ・人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況から、過不足を整理する。
  - ・被災の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を各業務の担当所管とともに検討し、必要となる人的資源を見積もる。
- ③ 庁内調整
  - ・取りまとめた結果を庁内（本部会議等）で共有する。
  - ・必要に応じて庁内間での職員の応援を調整する。
- ④ 応援要請
  - ・必要となる資源について、庁外（都、カウンターパート団体等）へ応援要請をする。
- ⑤ 専門性が高い業務に関する受入状況等の把握
  - ・専門性が高い業務の応援要請にあたっては、各業務の担当所管が独立して対応するが、要請状況や受入状況については、担当所管からの報告により、受援総括班も把握する。
- ⑥ 応援職員への支援
  - ・庁内の各受援業務を所管する担当が、適切な執務環境（応援職員の待機場所、応援職員による定例ミーティングの開催ができる環境）を提供しているか配慮する。（場所・環境の確保は、庁舎の被災等によって困難な場合もあるが、可能な限り検討する）
- ⑦ 調整会議の開催

全体調整の必要性に応じ、調整会議（庁内の各受援業務の担当が参加）を開催・運営する。

### （3）受援業務担当窓口の設置

各受援業務の特性に応じ、受援業務に関する役割分担や、応援職員の受入れに関する調整等を担う業務担当窓口を対象業務の担当所管ごとに設置する。

なお、各業務の詳しい対応方法については、別添「各業務の応援要請方法」のとおりとする。

#### ア 主な役割

- ① 受援に関する状況把握・取りまとめ
  - ・ 応援対象業務について、何をいつまでに、どのくらいの応援が必要か把握する。
- ② 人的資源（※）の管理 ※ 人的資源：受援に必要な人数・期間・職種（経験）
  - ・ 人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況から、過不足を整理する。
  - ・ 業務の実施状況を踏まえ、今後必要な業務内容を各業務の担当所管とともに検討し、必要となる人的資源を見積もる。
- ③ 庁内調整
  - ・ 取りまとめた結果を前号の受援総括班に報告するとともに、必要に応じて応援を要請する。ただし、各所管で応援要請（前号で示した専門性が高い業務の応援要請）をする業務の場合は、受援総括班を経由せず、直接都各局等へ応援を要請する。（この場合も、受援総括班への情報共有は定期行う）
- ④ 職員の業務分担の明確化
  - ・ 各業務について、原則として庁内職員は統制・管理の仕事を担い、応援職員が現場や窓口業務を担うなど庁内職員と応援職員の業務分担を明確にする。
- ⑤ 調整会議への参加
  - 受援総括班が実施する調整会議へ参加する。
- ⑥ 応援職員への支援
  - ・ 応援業務に必要な場所・待機場所・資機材等の執務環境を準備するよう努める。
  - ・ 受援総括班と協力し、応援職員の待機場所やミーティングを開催できる環境を提供する。（庁舎の被災等によって困難な場合も、可能な限り検討する。）

## 5 都を経由した応援要請手続き

### （1）都及びカウンターパート団体への応援要請（専門業務等の応援要請を除く）

本市の人員のみでは十分な災害対応が困難と見込まれる場合は、速やかに都本部（区市町村調整部門）に対し、応援要請を行う。要請を受けた都は、庁内各局及び都内の非被災区市町村と応援に向けた調整を進めるとともに、広域応援協定団体等への応援要請を行う。

なお、広域応援協定団体等において本市の支援を担当するカウンターパート団体が決定した場合は、都本部（区市町村調整部門又は国・他縣市等広域調整部門）から決定通知がある。

カウンターパート団体決定後は、カウンターパート団体と本市が直接具体的な調整を行う。

人的応援 関係機関連絡先一覧

	首都直下地震で想定される主な受援対象業務	市		都（都受援計画より抜粋う）		
		担当所管	応援要請所管	担当所管	連絡先	メール
1	現地機動班	総務対策部	自動要請	都本部 （区市町村調整部門）		
2	災害対策本部支援	総務対策部	受援総括班			
3	避難所運営	市民対策部 教育対策部				
4	物資仕分け・荷下ろし等	産業スポーツ対策部				
5	被災者総合相談窓口 （窓口受付等）	企画対策部				
6	住家被害認定調査	市民対策部 まちづくり対策部				
7	罹災証明書発行業務	市民対策部				
8	家屋被害状況調査	市民対策部 まちづくり対策部				

都への人的支援要請手順

市	都
① 応援要員数の把握・とりまとめ 職員の参集状況や災害の状況等を把握し、必要な人員から不足人員を算出し、応援要員数をとりまとめる。	
② 応援要請の判断、決定 人員不足が見込まれる場合、応援要請に関する判断・決定を行う。	
③ 応援要請の実施 都本部（区市町村調整部門）に対し、「応援要請シート（様式1-1）」により応援を要請する。 その際、以下の点について可能な限り明確にし、応援要請シートに記載するよう努める。 ・要請人数 ・期間 ・集合場所 ・活動内容 ・活動場所 ・応援職員に求める要件（職種、資格、経験） ・必要な資機材等 なお、大規模災害などで被害状況の把握ができず、具体的な要請内容の記載が困難な場合は、速やかに包括的な応援要請を行うこととし、「応援要請シート（様式1-1）」を提出するいとまがないときは、電話等により都本部（区市町村調整部門）あてに口頭で要請し、後日速やかに提出する。	
	④ 都・非被災区市町村間での応援人員の調整 都本部（区市町村調整部門）は、要請内容を把握した後、都各局及び非被災区市町村と調整し、応援人員の調整を行う。
	⑤ 広域応援協定団体への応援要請 都本部（区市町村調整部門）は、被災区市町村の応援要請が都各局及び非被災区市町村の応援職員だけでは対応が困難と見込まれる場合は、都本部（国・他県市等広域調整部門）を通じて、広域応援協定団体に対し、被災区市町村のカウンターパート団体を決定するための調整を実施する。
	⑥ 被災区市町村に対する都及び非被災区市町村の応援職員

	<p>の決定</p> <p>前述の④で調整した人数を基に、都各局及び非被災区市町村の応援職員をそれぞれ決定する。</p>
	<p>⑦ 区市町村への応援要請結果の報告</p> <p>被災区市町村への応援職員の派遣人数等を決定した場合、都本部（区市町村調整部門）は、上記③で被災区市町村から提出された「応援要請シート」処理欄に派遣人数、派遣団体名、到着日時等、必要事項を記入し、被災区市町村へ報告する。</p>
<p>⑧ 都本部への応援職員受入の報告等</p> <p>応援職員が到着したら、受援総括班は「<u>応援職員等名簿（様式2）</u>」を作成し、都本部（区市町村調整部門）へ「<u>受援状況報告書（様式3-1）</u>」により報告する。</p> <p>応援職員等名簿は応援職員の受入れの都度作成するとともに、受援状況報告書の情報を定期的に更新し、都本部（区市町村調整部門）の指定する時期にあわせて活動状況を報告する。</p>	
<p>⑨ 応援職員に対するガイダンス・派遣等</p> <p>応援職員に対して被災状況、業務内容、担当区域等に係るガイダンス等を行い、各活動場所へ派遣する。</p>	
<p>⑩ 応援職員が円滑に活動するための態勢整備</p> <p>応援職員は都内の複数の自治体から派遣され、個別に活動する場合も想定されるため、各業務の運営に関しては、原則、応援職員と毎朝ミーティングを行い、当日の行動計画を伝達するとともに、業務終了後などに業務の進捗状況、課題及び被災状況等を共有し、翌日の行動計画を決定する。</p>	
<p>⑪ 調整会議の実施</p> <p>受援総括班の担当者や都の情報連絡員等で定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の応援職員の見通しについて情報共有を図る。</p>	
	<p>⑫ 被災区市町村への応援要請結果の報告</p> <p>⑤の調整の結果、都本部（国・他縣市等広域調整部門）を通じて広域応援調整団体から、被災区市町村のカウンターパート団体や派遣人数等が決まった場合、都本部（区市町村調整部門）は、被災区市町村から要請のあった「応援要請シート」処理欄に派遣人数、派遣団体名、到着日時等、必要事項を記入し、区市町村災害対策本部等へ派遣要請結果を報告する。</p>
<p>⑬ 都本部への応援職員受入れの報告等</p> <p>応援職員が到着したら、受援総括班は「<u>応援職員等名簿（様式2）</u>」を作成し、都本部（区市町村調整部門）へ「<u>受援状況報告書（様式3-1）</u>」により報告する。</p> <p>応援職員等名簿は応援職員の受入れの都度作成し、受援状況報告書の情報を定期的に更新し、都本部（区市町村調整部門）の指定する時期に合わせて活動状況を報告する。</p>	
<p>⑭ 応援職員の活動場所への派遣</p> <p>受援総括班は、応援職員に対して被災状況、業務内容、担当区域等に係るガイダンス等を行い、各活動場所へ派遣する。</p>	
<p>⑮ 応援職員が円滑に活動するための態勢整備</p> <p>応援職員は都外の複数の自治体から派遣され、別個に活動することも想定されるため、各業務の運営に関しては、原則、応援職員と毎朝ミーティングを行い、当日の行動計画を伝達する。</p> <p>また、業務終了後などに業務の進捗状況、課題及び被災状況等を共有し、翌日の行動計画を決定する。</p>	
<p>⑯ 被災区市町村による調整会議の実施</p> <p>受援総括班の担当者及び都、カウンターパート団体の情報連絡員等で定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の応援職員の見通しについて情報共有を図る。</p>	
	<p>⑰ 広域応援協定団体への追加応援要請</p> <p>被災区市町村からの追加の人的応援要請等により、都本部（区市町村調整部門）が当初決定されたカウンターパート団体だけでは、被災区市町村への人的支援を十分に行えないと判断した場合、都本部（国・他縣市等広域調整部門）を通じ</p>

て、カウンターパート団体と調整し、不足する応援職員の追加応援要請を依頼する。

## (2) 専門業務団体、都各局への応援要請

受援が必要な業務のうち、国が所管する専門分野に関する業務や、都各局との個別協定等により要請手続きが定められている業務の受援については、市の各担当所管から都の各局等へ直接応援の要請及び調整を行う。ただし、この場合においても受援総括班に対し定期的に状況を報告し、情報の共有化を図るものとする。

人的応援（専門業務等）関係機関連絡先一覧

	首都直下地震で想定される 主な受援対象業務	市	都		
		担当及び応援要請 所管	担当所管	連絡先	メール
1	被災建築物応急危険度判定	まちづくり対策部	都市整備局市街地建築部 建築企画課		
2	被災宅地危険度判定	まちづくり対策部	都市整備局市街地整備部 区画整理課		
3	応急仮設住宅等の供与に係る業務	総務対策部	住宅政策本部住宅企画部 企画経理課		
4	応急修理に係る業務	総務対策部	住宅政策本部住宅企画部 企画経営課		
5	災害廃棄物の処理	環境共生対策部	環境局資源循環推進部計画課 (東京都災害廃棄物対策本部)		
6	医療・保健支援 (医師・保健師の派遣等)	<DMAT> 医療対策部	保健医療局医療政策部 救急災害医療課		
		<こころの ケア> 健康福祉対策部	福祉局障害者施策推進部 精神保健医療課 (東京 DPAT 活動拠点本部の連絡先は災害の都度周知)		
		<保健師> 健康福祉対策部	保健医療局保健政策部 保健政策課		
7	応急給水	市民対策部	給水対策本部 (水道局)		
8	下水道施設復旧	環境共生対策部	流域下水道本部 災害対策本部(流域)		
9	道路・河川(水路)・橋梁等 応急復旧	環境共生対策部 まちづくり対策部	建設局 災害対策本部		
10	福祉避難所運営	健康福祉対策部 子ども対策部	区市町村窓口：都本部 (区市町村調整部門)		
11	し尿等収集に係る業務	環境共生対策部			

## 6 相互応援協定の枠組み

災害時において他の自治体等の円滑な協力を得られるよう災害時応援協定を締結し、相互応援協力体制を確立している。

本市が締結する他自治体等の相互応援協定

協定名	協定先
大規模災害発生時における相互応援に関する協定（甲州街道サミット参加市）	東京ブロック（八王子市、立川市、府中市、調布市、日野市、国立市） 山梨・長野ブロック（甲府市、諏訪市、山梨市、大月市、韮崎市、茅野市）
災害時における相互応援に関する協定書（防災姉妹都市協定）	秦野市
会津若松市・日野市災害時相互応援協定	会津若松市
災害時相互応援協定	富士宮市
災害時相互応援協定	諏訪市
震災時等の相互応援に関する協定	都内区市町村
東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定	東京都、都内区市町村

## 7 ボランティアの受入

災害時の膨大なニーズに対応するためには日野市災害時ボランティア支援センター及び東京都災害ボランティアセンターと連携してボランティアを受け入れ、ボランティア活動を支援することが重要である。

### （１）都の枠組み

ア 都及び東京ボランティア・市民活動センターは、災害時に協働して東京都災害ボランティアセンターを設置し、区市町村等と連携して、一般ボランティアが被災自治体のニーズに即した円熟な活動が出来るよう支援を行う。

イ 都は、東京都災害ボランティアセンターの設置及び運営支援を担い、都内外の被災状況の情報収集や国・道府県・区市町村等との連絡調整、区市町村からの要請に基づく市町村災害ボランティアセンターの代替施設や資機材の備蓄場所等が不足した場合の施設の確保等を行う。

ウ 東京ボランティア・市民活動センターは、都と市民活動団体と連携して東京都災害ボランティアセンターの設置及び運営を担い、市民活動団体と連携して区市町村災害ボランティアセンターを支援するとともに、被災区市町村のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入状況の情報提供を行う。

### （２）市の枠組み

ア 大規模災害時における被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を支援するため、市、日野市社会福祉協議会、市民活動団体等は平常時より相互に連携を図る。

イ 日野市社会福祉協議会との協働により、日野市災害時ボランティア支援センター（ひの煉瓦ホールに設置予定）を設置し、一般ボランティア（専門知識・技術や経験に関係なく労力等を提供

するボランティア)を中心に受け入れる。

ウ 必要に応じて、東京都災害ボランティアセンターに次の支援等を要請する。

- ① 災害ボランティアコーディネーターの派遣
- ② 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する支援
- ③ 資機材・ボランティア等の区市町村間の需給調整
- ④ 災害ボランティアセンター代替施設の確保

エ 必要に応じて、東京都災害ボランティアセンターに本市のボランティアニーズや被害状況等の必要な情報を報告する。

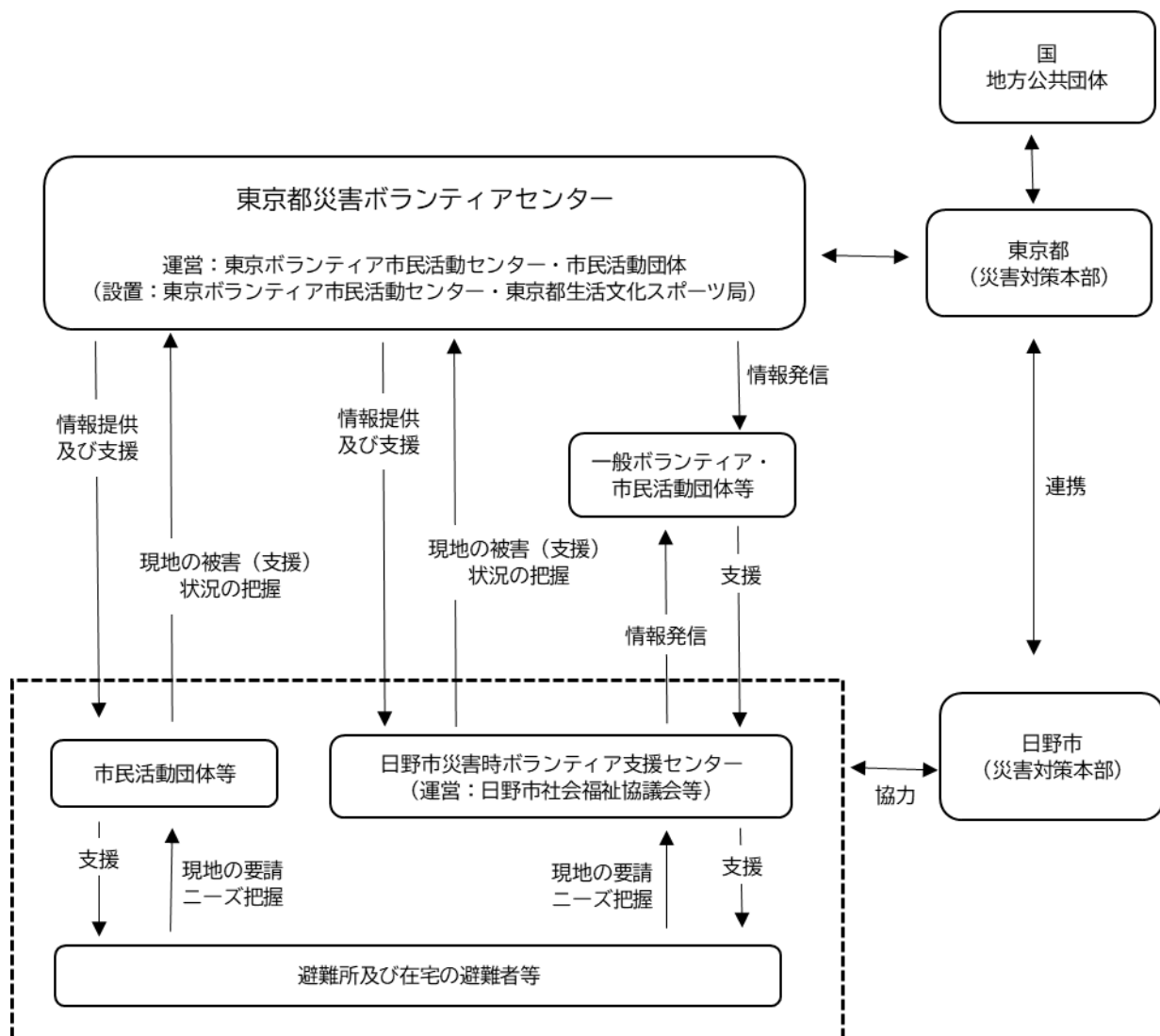
オ 災害時ボランティア支援センターの業務は多岐に渡るため、市、日野市社会福祉協議会、ボランティアが行う活動や役割を事前に整理しておく。

カ 日野市社会福祉協議会と協力して、災害時ボランティア支援センターの運営マニュアルを用意しておくとともに、訓練等を行い災害時に多数のボランティアを受け入れるための手順の確認をしておく。

## 8 応援職員の受入れ環境の整備

応援職員受入れに際し、市は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。その際には、応援職員等が業務を行う上で必要な文具、電話、インターネット環境などをできる限り整えておくことが望ましい。

また、女性の応援職員が円滑に活動するための環境の整備について、必要な取組を行う。特に女性専用の更衣室の確保や就寝場所の間仕切りを行う等が考えられる。応援職員を避難所等に派遣する場合に、可能な限り女性職員を含めるようにし、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮して環境の整備を行う。



## 第4章 物的支援の受援

### 1 基本的な考え方

発災直後は、市場流通機能が麻痺し、必要な物資の購入ができない可能性が高いことから、自助の取り組みとして、食料・水・生活必需品について発災後3日間以上の家庭内備蓄を推奨している。また避難所生活者に対する支援としては、発災後3日間は都及び市の備蓄で対応する。

そして、発災後4日目以降や備蓄物資が不足する場合は、都に対して物資の支援要請を行う。要請を受けた都は、国や他道府県等の広域団体へ支援要請を行い、受け入れた支援物資を被災区市町村へ輸送する。

なお、発災当初は、被災区市町村において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給の能力が低下すること等から、都は、必要に応じて被災区市町村からの具体的な要請を待たずに必要不可欠と見込まれる物資の輸送を行う（都から区市町村に向けたプッシュ型支援）こともあるため、本市としても迅

速な支援物資の受入体制を構築する必要がある。

国においても、都及び区市町村の備蓄物資が発災後数日で枯渇することを踏まえ、都の具体的な要請を待たずに、発災後4日目から7日目までに必要不可欠と見込まれる物資を輸送する（国から都に向けたプッシュ型支援）計画となっている。

その後、都は区市町村を通じて具体的な物資の必要量を把握し、国や協定事業者に対し要請する仕組み（プル型支援）に切り替えることとなっている。

	プッシュ型	プル型
定義	支援物資のニーズ情報が十分に得られない被災地へ、ニーズ予測に基づき緊急に物資を供給する場合の輸送方法	支援物資のニーズ情報が十分に得られる被災地へ、ニーズに応じて物資を供給する通常の物資支援の場合の輸送方法
業務概要	被災直後など、被災地から物資要請やニーズ情報が到着しない状況でも、概ねの被害状況などを踏まえて、現地で要望が発生していると予想される支援物資を緊急に送り込む。被災者数や引き渡し場所などに基づき、支援物資を確保し、供給する。	被災地からの物資要請やニーズ情報に基づいて、物資の内容、引き渡し場所などを誤りなく把握したうえで、それに基づいて支援物資を確保し、供給する。

## 2 受入体制及び役割

### (1) 地域内輸送拠点の開設

都備蓄物資、国等の支援物資を受け入れるため、地域内輸送拠点の開設を行う。発災後、都備蓄倉庫からの物資は原則区市が設置する地域内輸送拠点へ供給される。

地域内輸送拠点	所在地
市民の森ふれあいホール	日野市日野本町6-1-3
日野市役所	日野市神明1-12-1
南平体育館	日野市南平4-23-1
クリーンセンター	日野市石田1-210-2



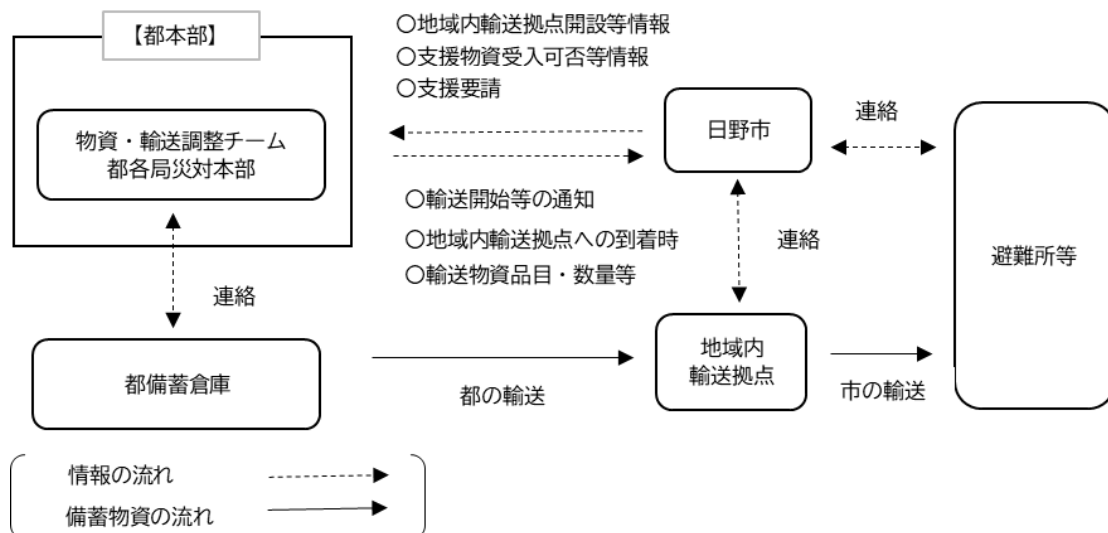
国（現地対策本部）	発災後4日目から7日目までに必要となる支援物資が避難所へ確実に届くよう、遅くとも発災後3日目までに広域輸送基地（東京都多摩広域防災倉庫等）に向けてプッシュ型支援を行う。 プッシュ型支援終了後は、都の要請に基づきプル型支援に移行する。
協定締結事業者	物資調達に関する協定事業者は、市の要請等に基づき、地域内輸送拠点又は避難所に調達物資を輸送する。 物資輸送に関する協定事業者は、市備蓄倉庫や広域輸送基地から、地域内輸送拠点に輸送をする。 そのほか、市と締結している協定に基づき物資輸送を担う。
相互応援協定締結自治体	被災市の要請に基づき、支援を行う。
広域応援協定団体	都の要請に基づき、被災市の支援を行う。被災市と調整の上、地域内輸送拠点や避難所等に支援物資を輸送する。

### 3 物的支援受入の流れ

#### (1) 発災直後からおおむね3日間の活動

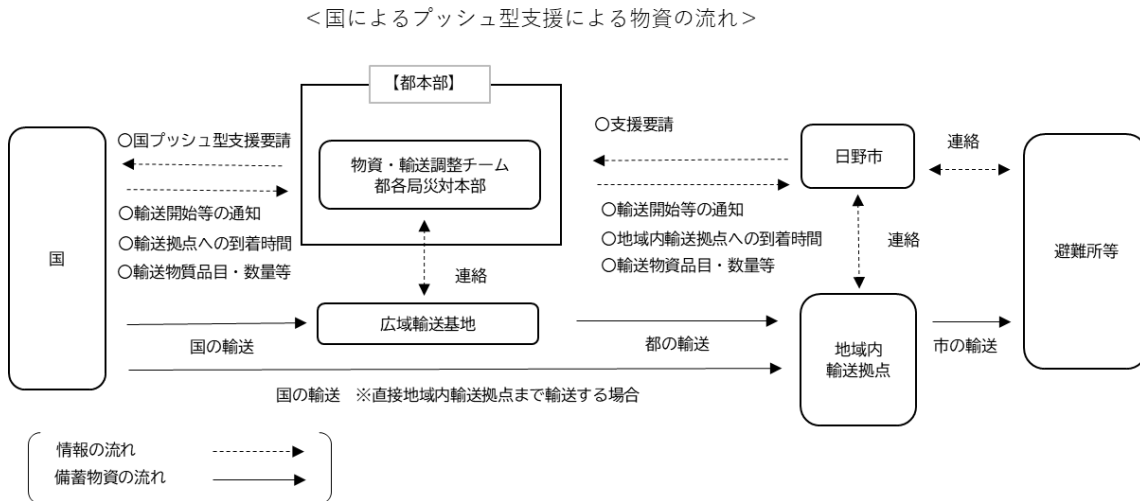
この期間は、市及び都備蓄物資を避難所に供給する。また、4日目以降の国によるプッシュ型支援物資や協定事業者からの調達物資を確保するため、都備蓄物資等の受入拠点である地域内輸送拠点の施設・接道の被害状況等を確認し、使用可能な場合は、荷役作業・輸送に関する体制を整備する。また、地域内輸送拠点の開設状況や被害状況等について、都に報告する。

< 物資輸送拠点等の開設・運営と都備蓄物資の配分・輸送 >



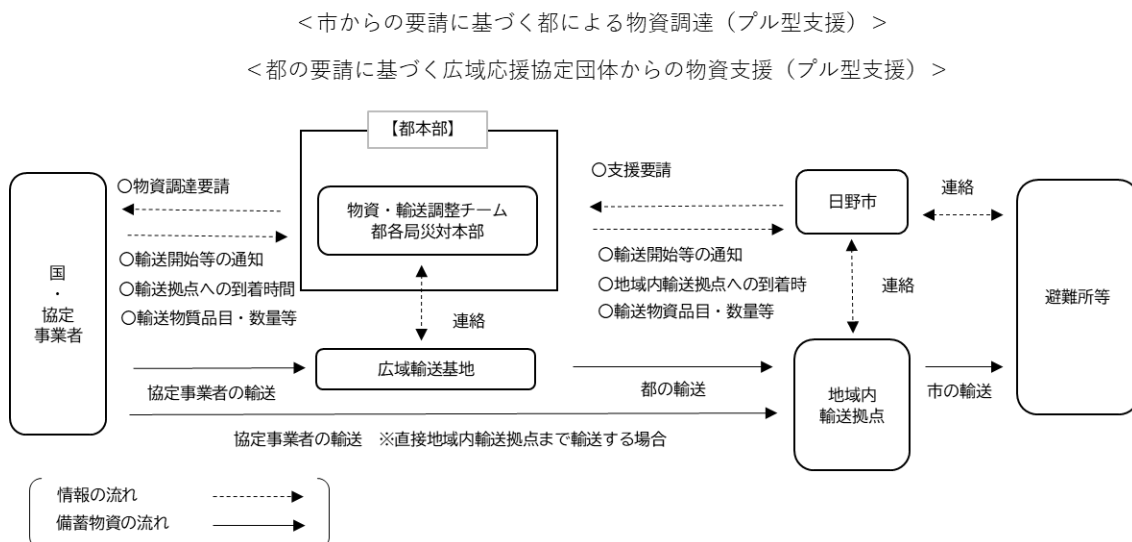
## (2) 発災後おおむね4日目から7日目までの活動

この期間になると国のプッシュ型支援による物資の受け入れ、配分、輸送が本格化する。また、プル型支援への切り替えに向けて、国のプッシュ型支援による物資以外に必要な品目について、物資の要請を行う。



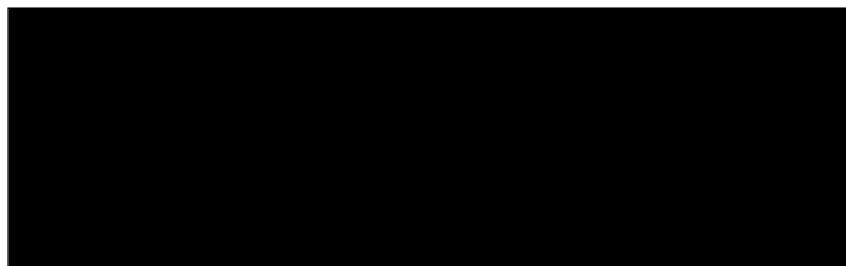
## (3) 発災からおおむね1週間以降の活動

国によるプッシュ型支援が終了し、プル型支援が本格的に実施される。物資についても、多種多様な品目が必要となるため、必要物資のニーズの把握が重要な時期となる。



## 4 物的支援に向けた要請手続き

本市から都への物資に係る応援要請の手順については次のとおりとする。



### (1) 都本部への応援要請及びカウンターパート団体決定前の応援要請

市	都
<p>① 都本部への物資応援要請                      応援要請を行うに当たり、被害状況、避難所開設状況、在庫数量等を踏まえ、都本部（物資・輸送調整チーム）へDIS（別添「物資要請入力画面（DIS）」参照）等を使用して応援を要請する。</p> <p>&lt;入力事項&gt;                      ・連絡先                      ・要請する物資の品目・数量                      ・輸送先（地域内輸送拠点）                      また、地域内輸送拠点に被害がある場合、可能な限り報告するよう努める。                      さらに、被害状況の把握ができず、具体的な要請が困難な場合には、速やかに包括的な応援要請を行う。</p>	
	<p>② 要請の取りまとめ                      都本部（物資・輸送調整チーム）は、区市町村からの要請について取りまとめを行う。なお、区市町村の被災状況などを勘案して必要な物資の品目・数量の把握が困難と判断した場合には、プッシュ型支援を検討する。</p>
	<p>③ 都庁内・協定事業者との調整                      都本部（物資・輸送調整チーム）は、協定所管局を通じて協定事業者へ物資調達や輸送手段等の確保を要請する。また、協定事業者からは確保が可能な物資や輸送手段等の連絡を受ける。</p>
	<p>④ 配分計画の策定                      都本部（物資・輸送調整チーム）は、上記②・③及び都の確保する在庫量等を踏まえ、物資の配分について、割り振りを行う。</p>
	<p>⑤ 協定事業者への輸送手段の要請                      都本部（物資・輸送調整チーム）は、上記④に基づき、協定所管局を通じて協定事業者へ物資調達や輸送手段等を要請する</p>
	<p>⑥ 応援要請結果の報告                      都本部（物資・輸送調整チーム）は、被災区市町村への支援物資の配分及び輸送手段等を決定した場合、被災区市町村へDIS（東京都受援応援計画別冊資料「物資要請状況確認画面（DIS）」参照）により通知する。                      その際、以下の点を可能な限り通知するよう努める。                      ・輸送する物資の品目・数量                      ・出発日時、出発地                      ・地域内輸送拠点への到着予定日・時刻                      ・連絡先 等</p>
	<p>⑦ 地域内輸送拠点への輸送                      協定事業者は、地域内輸送拠点へ輸送する。</p>
⑧ 都本部への物資受入れの報告等	

地域内輸送拠点において支援物資の受入れが完了した後、都本部（物資・輸送調整チーム）へ報告する。	
⑨ 地域内輸送拠点から避難所への輸送 地域内輸送拠点において受入れた支援物資を避難所に輸送する。	
⑩ 今後必要となる物資の確認 在庫数量や避難所の開設状況等を踏まえ、今後必要となる物資の品目・数量等について検討する。	
⑪ 調整会議の実施 担当者と都の情報連絡員等と定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の物資の見通しについて情報共有を図る。	
⑫ 都本部への追加応援要請 上記⑩を踏まえ、今後必要な物資の品目・数量等について、保管スペースも考慮しながら都本部（物資・輸送調整チーム）に要請する。	

## （２）カウンターパート団体決定後

市	都
	① <u>カウンターパート団体の決定通知</u> 都本部（国・他縣市等広域調整部門）は、被災区市町村へカウンターパート団体の決定を通知する。
② <u>カウンターパート団体への物資応援要請</u> 応援要請を行うに当たり、被害状況、避難所開設状況、在庫数量等を踏まえ、カウンターパート団体へ応援を要請する。 なお、物資の品目・数量・輸送先等については、カウンターパート団体と調整する。 その際、以下の点を可能な限り報告するよう努める。  ・連絡先 ・要請する物資の品目・数量 ・輸送先（地域内輸送拠点、避難所等）  また、輸送先施設等に被害がある場合、可能な限り報告するよう努める。	
③ <u>地域内輸送拠点・避難所への輸送</u> カウンターパート団体は、地域内輸送拠点又は避難所へ支援物資を輸送する。	
④ <u>カウンターパート団体への物資受入れの報告等</u> 地域内輸送拠点又は避難所における支援物資の受入れを完了後、カウンターパート団体及び都本部（物資・輸送調整チーム）へ報告する。	
⑤ 今後必要となる物資の確認 在庫数量や避難所の開設状況等を踏まえ、今後必要となる物資の品目・数量等について検討する。	
⑥ 調整会議の実施 市担当者とカウンターパート団体の情報連絡員等と定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の物資の見通しについて情報共有を図る。	
	⑦ <u>広域応援協定団体への追加応援要請</u> 都本部（物資・輸送調整チーム）は、被災区市町村の物資応援要請等に対して当初決定されたカウンターパート団体だけでは、物資支援を十分に行えないと判断した場合、都本部（国・他縣市等広域調整部門）を通じて広域応援調整団体等と調整し、不足する物資の追加応援要請を行う。

## 5 義援物資の受入

義援物資の取り扱いは、被災者のニーズを踏まえ、受付の要否や問い合わせ等を広報するなど迅速に対応する。

### (1) 個人からの義援物資の受入

個人等から提供される義援物資は、カートンの形状やサイズ、数量、品名等が不均一であり、仕分けや在庫管理に多くの手間や時間を要することから、個人等からの小口・混載の義援物資は受け付けないことを基本とする。

また、小口・品目が混載した義援物資の送付については、控えるように適切に広報を行う。

### (2) 企業からの義援物資の受入

#### ア 市による義援物資の受入

##### ① 企業からの義援物資の取り扱いの問い合わせ

企業等から寄せられる物資については、物資の種類、数量、輸送手段の有無等の必要事項を確認する。

##### ② 義援物資の調整・配送先の確保

市避難所等の物資ニーズを踏まえ、配送先等を決定する。

##### ③ 義援物資の受入

地域内輸送拠点で義援物資を保管する。

#### イ 都を経由した義援物資の受入

##### ① 企業からの義援物資の取り扱いの問い合わせ

都本部（福祉保健局）は、物資の種類、数量、輸送手段の有無等の確認を行う。

##### ② 都本部（物資・輸送調整チーム）への情報伝達

都本部（福祉保健局）は、上記①で確認した事項を都本部（物資・輸送調整チーム）へ連絡する。

##### ③ 市との調整

都本部（物資・輸送調整チーム）は、市の物資ニーズを踏まえ、配送先等を決定する。

##### ④ 企業への連絡

都本部（物資・輸送調整チーム）は、企業に配送先、輸送手段等の必要な情報を連絡する。

## 第5章 救出救助機関からの受援

### 1 警察・消防への出動要請

#### (1) 管轄の警察・消防への要請

大規模災害発生時、市は警察、消防の応援部隊の派遣を速やかに要請し、各部隊を迅速かつ的確に受け入れ、人命救助を第一とした災害応急対策活動を迅速に実施できるよう、都本部と緊密

に連携を図る。

また、情報連絡員（L. O.）の派遣も併せて依頼し、当該情報連絡員を通じて必要な調整や対応を行う。

#### 警察・消防の活動内容

警視庁	東京消防庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>○救出救助活動は、生存者の救出を最優先に行う。</li> <li>○救出した負傷者は速やかに医療救護所等に引き継ぐ。</li> <li>○救出救助活動に当たっては、重機类等装備資機材等を有効に活用する。</li> <li>○救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。</li> <li>○東京消防庁、自衛隊、防災市民組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。</li> <li>○航空救助部隊を編成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。</li> <li>○限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。</li> <li>○特別救助隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。通常に対応では困難な救助事象に対しては、即応対処部隊及び消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）を投入する。</li> <li>○警視庁、自衛隊、東京 DMAT、消防団、防災市民組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。</li> <li>○所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。</li> <li>○消防ヘリコプター等を活用、情報収集、部隊投入、救助活動等の各種活動を行う。</li> </ul>

## (2) 他道府県の警察・消防機関への広域応援要請

他道府県の警察・消防機関へ広域応援要請をする場合は、それぞれ次のとおり要請する。要請があった場合、市は各機関との連携に努める。

### ア 警察災害派遣隊

警察法（第 60 条）に基づき、東京都公安委員会（警視庁）が警察庁又は道府県警察に対して要請する。

### イ 緊急消防援助隊

消防組織法（第 44 条）に基づき、都本部（救出救助統括室）と東京消防庁等が連携し、消防庁長官（総務省消防庁）に対して要請する。

## 2 自衛隊への派遣要請

### (1) 派遣要請

#### ア 都知事への要請の要求

市長は災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認めた場合、都知事に対し災害対策基本法第 68 条の 3 第 1 項の規定により自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

#### イ 市長から自衛隊へ直接通知する場合

事態が切迫し都知事に要求する時間がない場合、又は通信の途絶等により都知事に対する要求ができない場合には、市長は直接自衛隊に被害状況を通知し、自衛隊はこの通知を受け派遣を開始する。

部隊名	連絡責任者	
	時間内	時間外
陸上自衛隊	陸上自衛隊第一施設大隊 第3係主任又は連絡幹部	部隊当直司令

## (2) 派遣要請の要求手続きの流れ

### ア 都への通報

都知事への要求に先立ち、被害の状況及び期待する自衛隊の活動内容を通報する。ただし、複数自治体にまたがる大規模災害時には、自治体ごとの通報は必ずしも必要としない。

### イ 自衛隊への依頼内容の決定

市、都及び自衛隊の間において相互調整を迅速に実施し、依頼内容を明らかにする。

### ウ 派遣要請の要求に係る文書の作成

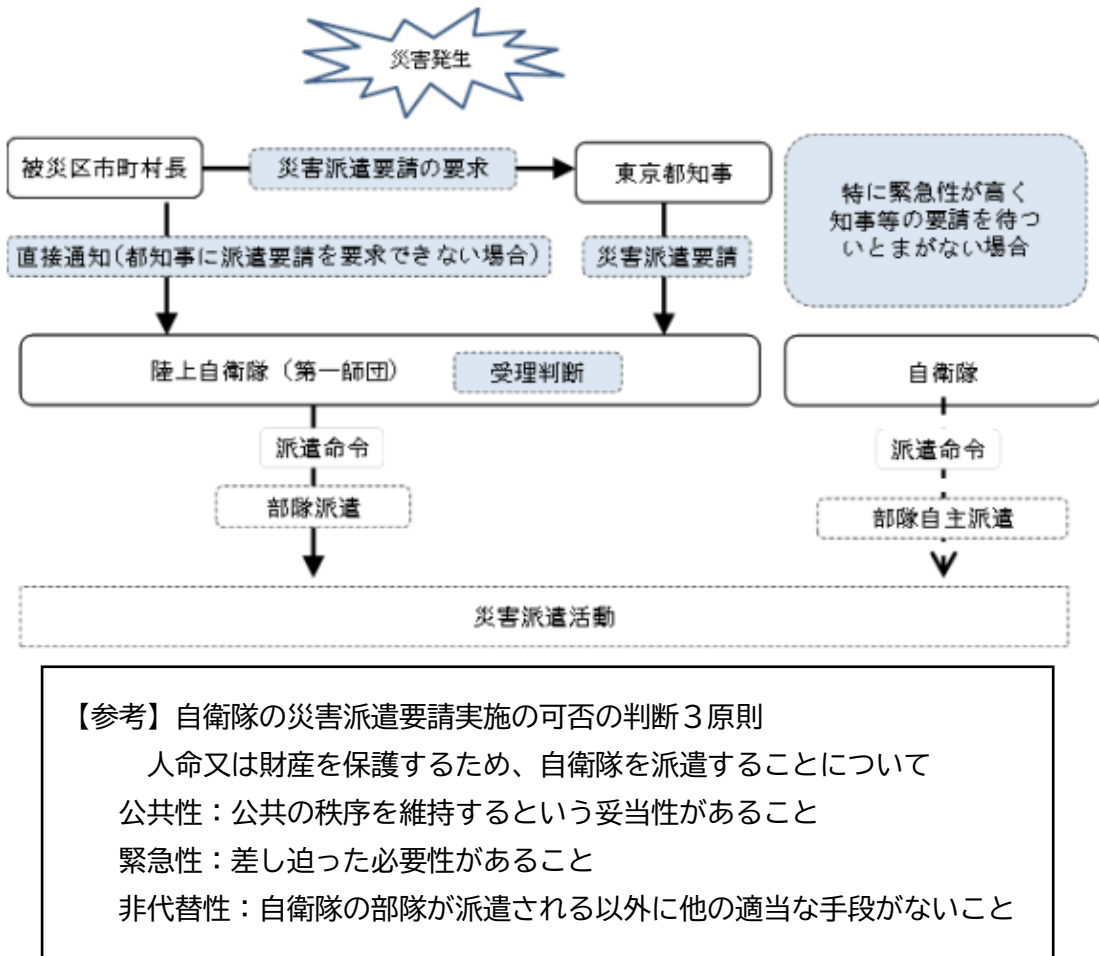
市は、都知事に対して可能な限り文書により要求を行う。

ただし、緊急を要する場合には、電話または口頭により要求し、事後速やかに文書を送達する。

### エ 要求するときに明示する事項

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する機関
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

<自衛隊への災害派遣要請の流れ>



(3) 自衛隊 L.O. の受入

庁舎、現地の活動拠点等の必要な場所において、自衛隊 L.O. を受け入れ、災害及び対応状況に関する情報を提供する。

受け入れに向けた手順については、平素から第一師団地域担任部隊と協議するものとする。

【自衛隊の活動内容】

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは避難者の誘導、輸送等を行い、避難者を援助する。
被災者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して搜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行う。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
支援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	（１）その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 （２）災害対策基本法第 63 条第 3 項、第 64 条第 8 項から第 10 項及び第 65 条第 3 項に基づき、市長又市長の職権を行うことができる者、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊は市長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

東京都地域防災計画震災編

### 3 大規模救出救助活動拠点の立上げ・運営

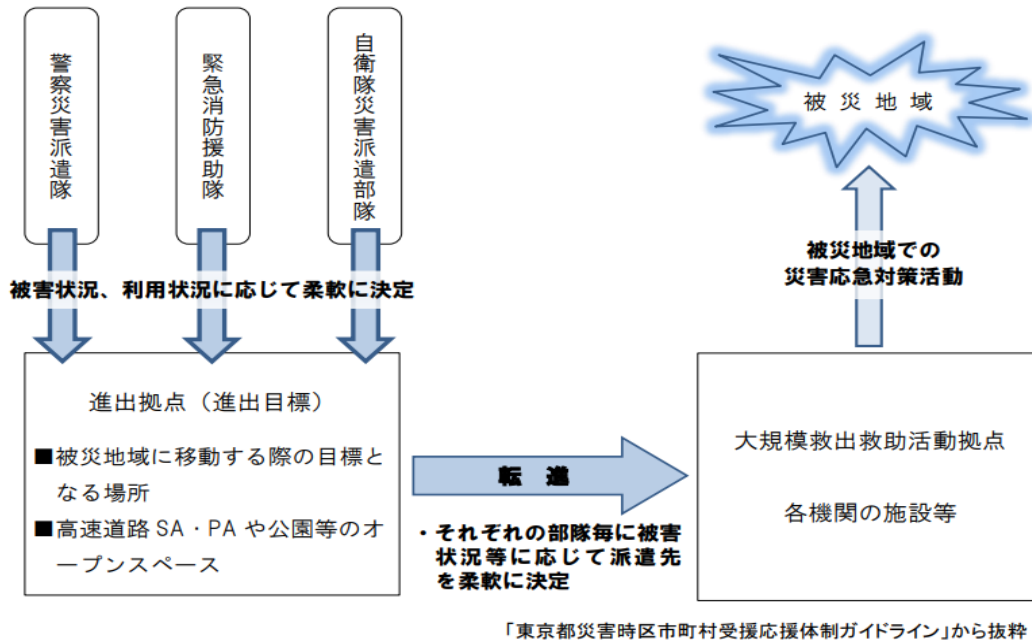
#### (1) 大規模救出救助活動拠点

- ア 都は、大規模災害発生時に、自衛隊等の救出救助機関を円滑に受け入れるためのオープンスペースを予め指定している。
- イ ベースキャンプやヘリコプター離発着陸場等として活用することを想定。
- ウ 各活動拠点における施設の使用の可否等の判断については、管理者及び市の協議の上決定する。

#### (2) 現地機動班

- ※ 現地機動班は、大規模救出救助活動拠点（以下、標題及び図中 を除き「活動拠点」という。）の受入れ準備や運営、被害情報の収集、都本部の運営支援等を実施する。
- ア 都は、被災地での応急対策活動を機動的に実施するために現地機動班を編成し、指定された拠点において、人命・人身に係る応急対策活動に従事させる。
- イ 大規模救出救助活動拠点では自衛隊等の受入れ準備や運営、被害情報の収集、都本部の運営支援等を実施する。

<各応援部隊の進出と活動拠点>



(3) 市内の大規模救出活動拠点

	名 称	所 在 地
1	日野中央公園	日野市神明2-13-2
2	市民の森スポーツ公園陸上競技場	日野市日野本町7-12-1
3	北川原公園グラウンド	日野市石田1-24-27

## 第6章 協定自治体への応援要請

### 1 担当所管

原則として、受援総括班が主体となって調整を行う。

### 2 協定別締結自治体及び内容

#### (1) 広域応援協定

ア 東京都 26 市 3 町 1 村 震災時相互応援協定

平成8年3月1日に締結した「東京都 26 市3町1 村震災時相互応援協定により、市単独で十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、以下の市町村への応援要請を行う。

八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市
府中市	昭島市	調布市	町田市	小金井市
小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市
西東京市	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市
東久留米市	武蔵村山市	多摩市	羽村市	あきる野市
瑞穂町	日の出町	奥多摩町	檜原村	

イ 全国市長会防災対策特別委員会支援体制

防災急性期における被災都市自治体への支援を強化するとともに、相互の情報交換等による防災力強化を図り、迅速かつ効果的な被災地支援が行えるよう、また、その支援状況等の情報を集約し応援要請を行う。

ウ 東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定

令和3年に締結した「東京都及び区市町村間の災害時等協力協定」により、災害時等において、被災し、又は被災するおそれがある場合、職員の応援、施設・資機材の提供や斡旋等を東京都知事又は、都内区市町村長へ災害対策基本法に基づく応援要請を行う。

(2) 相互応援協定

協定ごとに規定した内容に基づき応援を要請する。

ア 大規模災害発生時における相互応援に関する協定（甲州街道サミット参加市）

東京ブロック	山梨・長野ブロック
八王子市	甲府市
立川市	諏訪市
府中市	山梨市
調布市	大月市
日野市	韮崎市
国立市	茅野市

イ 災害時における相互応援に関する協定書（防災姉妹都市協定）秦野市

ウ 会津若松市・日野市災害時相互応援協定

エ 災害時相互応援協定（富士宮市）

オ 災害時相互応援協定（諏訪市）

第7章 他自治体への応援

1 応援体制の整備

他自治体への応援には都外で大規模な災害が発生した場合の広域応援のほか、都内の一部地域で甚大な被害が発生した場合における都内区市町相互間等の応援がある。また、応援にあたっては「都による調整を通じて実施する応援」と「各市町村が個別に相互応援協定を締結している市町村への応援」が想

定される。

いずれの場合でも自らが被災自治体となった場合と異なり、応援側の自治体は災害対策本部が設置されていない通常体制の中で人的・物的支援のための応援調整を行う必要がある。

そのため円滑かつ迅速な被災地支援に向けて、防災部門、人事部門、企画部門などの円滑な連携体制と対外的な連絡窓口を整備することが必要である。

## 2 各所管の役割

応援に関する庁内体制や連絡調整窓口等の各所管の役割は、次のとおりとする。

なお、各業務実施においては、防災安全課等、関係各課と連携して対応にあたることとする。

部	役割	主な対応内容
総務対策部	支援本部	庁内の総合調整
		調整会議の開催
	派遣の調整・決定等	都（市長会）や姉妹都市等の協定締結自治体からの応援要請を集約する窓口
		派遣の可否、人数等の決定
		庁内における各所管への派遣人数の割り当て 派遣ローテーションの計画作成
派遣者決定等の詳細調整 （派遣者の決定、その後の 詳細調整）	派遣者に係る各種調整業務 ・派遣者の決定等	
	派遣者への必要な情報説明等 ・被災地の被災状況や対応状況、応援方針等 ・必要な携行品、資機材の準備 ・応援先での宿泊場所と被災地内外の車両などの移動手段の用意（都のスキームで派遣される場合は都が行う。） ・応援職員向けの相談窓口	
産業スポーツ対策部	物的支援に関する対応	物的資源の応援の調整 ・何を、いつまでに、どれくらい必要かを確認し市の備蓄物資の輸送を調整する。

## 3 人的・物的応援

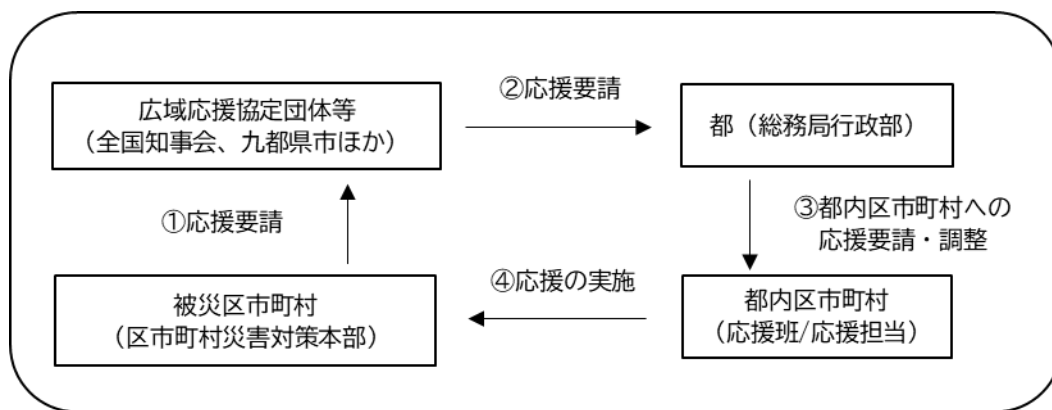
### (1) 人的応援

都を通じた応援調整に関する手順

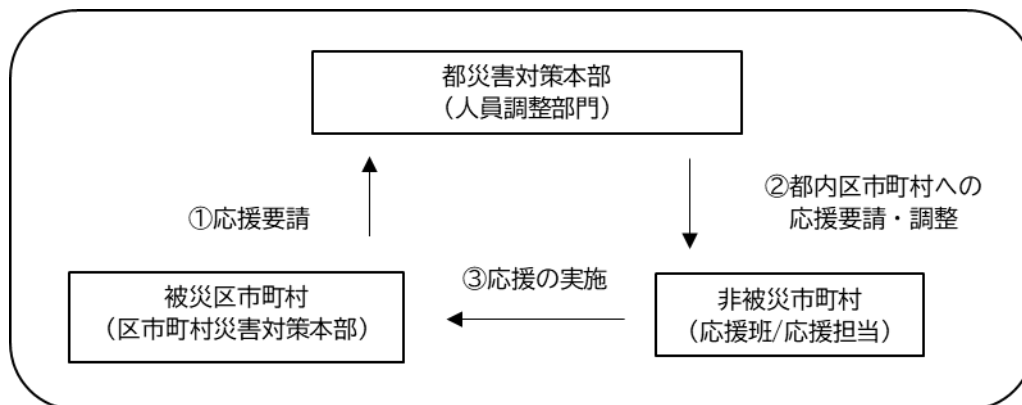
市	都
	② 広域応援協定団体等からの応援要請 都に広域応援協定団体等から応援要請がある場合、又は広域応援協定団体から都がカウンターパート団体に割り振られた場合は、総務局総合防災部（国・他縣市調整部門）に「応援要請書」が通知される。

	<p>③ <u>都内区市町村との応援人員の調整</u>          総務局行政部（区市町村調整部門）を通じて都内区市町村の応援職員の人数の割り振り・調整を行う。</p>
<p>④ <u>広域応援協定団体に対する応援職員の決定</u>          応援職員を決定し、総務局行政部（区市町村調整部門）に連絡する。</p>	
	<p>⑤ <u>応援職員派遣に向けた連絡調整</u>          応援職員の詳細な活動場所・活動内容や被災地までの交通手段などの情報については、総務局行政部（区市町村調整部門）と各区市町村間において必要な連絡調整を行う。</p>

<都外発災時のイメージ>



<都内発災時のイメージ>



## (2) 物的応援

物的応援は、主に個別相互応援協定に基づく支援物資の要請が想定されることから、物資の確保や輸送手段の手配、輸送の実施までの手順を整理しておく必要がある。

### ア 応援協定団体等からの応援要請

応援協定団体からの要請を受けるにあたり、主に以下の点を確認する。

- ・連絡先
- ・要請する物資の品目・数量
- ・輸送先（地域内輸送拠点）
- ・輸送先までの輸送手段・交通状況
- ・要請への対応期限

### イ 物資の確保・調達

要請が備蓄物資で対応できない場合は、民間事業者等を通じた調整を行うことも、必要に応じて検討する。

### ウ 輸送手段の確保

- ・支援物資の輸送についても、人的支援と同様に自己完結型で対応することが前提となる。
- ・公用車のほか、災害時の応援協定を締結している輸送事業者による輸送が想定される。
- ・車による輸送の場合、交通規制の状況により緊急通行車両等の申請手続き等が必要となることから交通インフラの被害状況や交通規制などの状況を把握したうえで輸送手段を決定する。

## 第8章 その他

### 1 費用負担

都が締結する相互応援協定に基づき、全国の自治体等からの応援を受け入れる際の費用負担については、次の関係法令を踏まえて対応する。

ただし、法令に別に定めのある場合又は本市で個別に締結する相互応援協定に基づき、応援を受け入れる場合は、当該法令又は協定の規定に従うものとする。

- (1) 応援に要する費用は、原則として応援を受けた被災自治体が負担する（災害対策基本法第 92 条）
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援をする自治体の負担とする（地方公務員災害補償法）
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災自治体が、被災自治体への往復の途中において生じたものについては応援

をする自治体が賠償責任を負う（国家賠償法第1条等）

(4) 災害救助法の規定による救助に要する費用は、都がこれを支弁する（災害救助法第18条）

主な応援・受援業務における対象経費

応援・受援業務	要員	救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	対象外 （原則として被災者の応援救助に直接対応した職員のみが経費の対象となる）
避難所運営	避難所運営要員	時間外勤務手当及び出張旅費（応援職員のみ）
		仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	時間外勤務手当及び出張旅費（応援職員のみ） ※救助法の救援物資外（化粧品等）の仕分け等の業務は対象外
給水	給水車の派遣	時間外勤務手当及び出張旅費（応援職員のみ）
		車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	時間外勤務手当及び出張旅費（応援職員のみ）
被災者の生活支援	住家被害認定、 罹災証明書交付業務要員	対象外
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	対象外 （救助法に基づく応急救助ではないため）

「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」  
※救助法対象経費については、「災害救助事務取扱要領」等を参考



# 日野市災害時受援応援計画

令和8年3月発行

編集発行 日野市

(事務局)日野市総務部防災安全課

〒191-0016 日野市神明1-11-16

電話 代表 042-585-1111